

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

令和5年9月29日

石川県 白山市

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	2
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標	7
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2	市が主体的に行う取組	
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・ 相互提供	
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	地域計画推進事業に関する事項	13
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	22
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	27
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	28
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
第6	その他	30

## 白山市の農業と担い手の動向

- 1 白山市は、県都金沢市の南西部に位置している。白山国立公園や、県内最大の流域を誇る一級河川手取川、白砂青松の日本海など、山・川・海の豊かな自然に恵まれた地域であり、海岸部から山間部まで、およそ2,700mの標高差がある。この、白山を源とする豊かな水と肥沃な大地に培われ、古くから良質米産地として、また、水稻などの種子生産基地としても知られ、地域の特性に応じた米、雑穀、野菜、山菜等の土地利用型の作付体系が確立しつつあり、農業は基幹産業として、地域の振興発展に大きく寄与している。
- 2 本市は、水田単作による農業地帯であるが、特に昭和30年以降の高度成長により、農業経営は、その主体となる家族的自作農業経営から、農業機械を導入し、化学肥料の使用によって農業労働力から担い手が解放され、非農業に就業機会を求めることにより兼業化が進行してきた。農地は生産基盤から資産保有目的の考え方に変わり、農業所得の農家所得に占める割合が低下するとともに、生活水準が上がるにつれ家計支出は増加し、一層兼業化を推し進めている。また、農家における青壮年者の農外就業により、作業の主力は中高年齢層と婦人層に移り、休日中心の農作業が大勢を占めるようになってきている。

特に、中山間地域等においては、過疎化、高齢化が著しく、担い手不足による農地の遊休化が進み、地域の農業振興を図るうえで障害となり、また、多面的機能の維持が困難になるおそれがある。

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和15年を目処）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ、安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）、農地所有適格法人等）に対して農用地の集積、経営管理の合理化を支援するとともに、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれが

ある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図り遊休農地の発生防止及び解消に努めるなど、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展を図るものとする。

また、本市の新規就農の状況については、平成30年～令和4年の新規就農者数は7人となっている。こうした中、国が掲げる新規就農し定着する40代以下の農業従事者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着を踏まえ、本市農業の持続的な発展に向け、新規就農者を年間10人確保することを目標とする。なお、中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

## **第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

具体的な経営の目標は、優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、他産業従事者並の生涯所得に相当する年間所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの者が行う農業経営が、市における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

### **営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

主たる従事者1人当たり、平坦部概ね380万円、中山間地域概ね300万円を可能とする農業経営における経営規模等の指標

ただし、具体的な認定にあたっては、近年の農産物価格が著しく低下していることを踏まえ、農業者が作成する経営改善計画が目標農業所得を確保できる内容になっていなくても、一定の農業所得を確保する内容となっており、かつ、計画期間の終了後も目標農業所得に向けて、引き続き経営改善に取り組むと見込まれるときは、総合的な判断により、企業的経営体を目指すものとして認定できるものとする。

この目標を達成するために、地域における話し合いを基本に土地利用型農業の規模拡大については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受委託の促進を図り、認定農業者等の規

模拡大を推進する。また、園芸・畜産の集約的な農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成を推進する。

### 1. 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
土地利用型① [対象地域] 平坦地域	水 稲 17.0ha 大 麦 8.0ha 大 豆 8.0ha 計 33.0ha	[資本装備] トラクター (60ps) 1台 乗用田植機 (8条植) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 畝立同時播種機 (3連) 1台 大豆コンバイン (2条刈) 1台 [労働力] 主たる従事者 2人 [主要技術] (水稲) 高度施肥管理技術 (側条施肥及び基肥一発肥料等) (大豆) 耕起・施肥・播種同時作業技術 (300A)
土地利用型②	水 稲 15.0ha 飼料用米 8.0ha 計 23.0ha	[資本装備] トラクター (60ps) 1台 乗用田植機8条 1台 コンバイン5条刈 1台
複合経営① [対象地域] 平坦地域	水 稲 15.0ha 露地野菜 3.3ha 計 18.3ha	[資本装備] トラクター (60ps) 1台 トラクター (40ps) 1台 乗用田植機 (8条植) 1台 コンバイン (5条刈) 1台 野菜移植機 1台 [労働力]

		主たる従事者 1人 補助作業者 2人 [主要技術] (水稲) 高度施肥管理技術 (側条施肥及び基肥一発肥料等) (露地野菜) 共選共販
水稲+施設野菜 [対象地域] (平坦地域)	水 稲 10.0ha 施設野菜 0.8ha 計 10.8ha	[資本装備] トラクター (60ps) 1台 トラクター (30ps) 1台 乗用田植機 (8条植) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 ビニールハウス (6m×50m) 6棟 [労働力] 主たる従事者 2人 補助作業者 2人 [主要技術] (水稲) 高度施肥管理技術 (側条施肥及び基肥一発肥料等) (施設野菜) 共選共販
果樹専作 [対象地域] 全 域	梨 2.0ha 計 2.0ha	[資本装備] 果樹棚、防虫防鳥ネット スピードスプレーヤ 乗用型モア 1台 [労働力] 主たる従事者 2人 通年雇用 1人 [主要技術] 人工授粉、無袋栽培 幸水早期出荷技術、個選共販

酪農専業 [対象地域] 全 域	経産牛 50頭 飼料作物 9.0ha	[資本装備] トラクター (50ps) 1台 自動離脱装置付き搾乳機 自動給餌機、堆肥舎 [労働力] 主たる従事者 2人 通年雇用 1人 [主要技術] 繋ぎ牛舎、離脱式搾乳システム 自動給餌
和牛繁殖専業	経産牛：60頭 水稲：6ha 主たる従事者：1人	

## 2. 団体経営体

営農類型	経営規模	生産方式
土地利用型① [対象地域] 平坦地域	水 稲 17.0ha 大 麦 8.0ha 大 豆 8.0ha 計 33.0ha	[資本装備] トラクター (60・80ps) 2台 乗用田植機 (8条植) 1台 マニアスプレッダ 1台 コンバイン (6条刈) 1台 畝立同時播種機 (3連) 1台 アップカッターロータリー 1台 溝切機 1台 大豆コンバイン (2条刈) 1台 [労働力] 主たる従事者 2人 補助作業員 2人 [主要技術]

		(水稲) 高度施肥管理技術 (側条施肥及び基肥一発肥料等) (大豆) 耕起・施肥・播種同時作業技術 (300A)
土地利用型② 〔対象地域〕 (平坦地域)	水 稲 30.0ha 大 豆 15.0ha 大 麦 15.0ha 計 60.0ha	〔資本装備〕 トラクター (80・90ps) 2台 乗用田植機 (8条植) 2台 マニアスプレッダ 1台 自脱型コンバイン6条 1台 汎用型コンバイン 1台 畝立同時播種機 (3連) 1台 アップカットロータリー 1台 溝切機 1台 フレールモア 1台 ブームスプレイヤー 1台 〔労働力〕 主たる従事者 3人 補助作業者 2人 〔主要技術〕 (水稲) 高度施肥管理技術 (側条施肥及び基肥一発肥料等) (大豆) 耕起・施肥・播種同時作業 (300A)
水稲+露地野菜 〔対象地域〕 中山間地域	水 稲 14.0ha 露地野菜 2.0ha 計 16.0ha	〔資本装備〕 トラクター (60ps) 1台 乗用田植機 (8条植) 1台 コンバイン (5条刈) 1台 ねぎ全自動収穫機 1台 〔労働力〕



		主たる従事者 2人 補助作業者延べ 590人 〔主要技術〕 (水稲) 高度施肥管理技術 (露地野菜) 共選共販
--	--	---

※ V溝耕起体系、園芸専作及び上記指標に示されていない営農類型については、別途協議する。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得(第2の1に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得)を目標とする。

### 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

主たる従事者1人当たり、概ね250万円を可能とする農業経営における経営規模等の指標

#### 1. 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+大豆 〔対象地域〕 平坦地域	水 稲 7.0ha	〔資本装備〕 トラクター(60ps) 1台 乗用田植機(6条植) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 畝立同時播種機(3連) 1台
	大 豆 3.0ha	
	計 10.0ha	

		大豆コンバイン (2条刈) 1台 〔労働力〕 主たる従事者 1人 〔主要技術〕 (水稻) 高度施肥管理技術 (側条施肥及び基肥一発肥料等) (大豆) 耕起・施肥・播種同時作業技術 (300A)
露地野菜 〔対象地域〕 市内全域	露地野菜 0.7ha 計 0.7ha	〔資本装備〕 トラクター (60ps) 1台 野菜移植機 1台 管理機 1台 〔労働力〕 主たる従事者 1人 補助作業員 2人 〔主要技術〕 共選共販

※ 上記指標に示されていない営農類型については、別途協議する。

### 第3 農業を担う者の育成確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、石川県石川農林総合事務所、(公財)いしかわ農業総合支援機構、松任市農業協同組合、白山農業協同組合等と連携して研修・指導や相談等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの

青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、白山市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とも農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

## 2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、石川県石川農林総合事務所、(公財)いしかわ農業総合支援機構、松任市農業協同組合、白山農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあつせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう、白山市が主体となって、石川県、白山市農業委員会、松任市農業協同組合、白山農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着までに必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担うものとして当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の

場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営発展支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、石川県、白山市農業委員会、松任市農業協同組合、白山農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の斡旋・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 石川県農業会議、石川県農地中間管理機構、白山市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（人・農地プラン及び地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、石川県石川農林総合事務所及び松任市農業協同組合、白山農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、石川県及び（公財）いしかわ農業総合支援機構と情報共有を行う。

農業を担う者の確保のため、松任市農業協同組合、白山農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう石川県石川農林総合事務所、（公財）いしかわ農業総合支援機構、白山市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

市は、関係機関・団体が行う就農情報の収集及び発信、就農相談会などの取組を受け、新規学卒や他地区からの移住、U I ターン等多様な形態からの就農を促進するとともに、法人就農希望者に対する法人とのマッチング等を支援する。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農地の利用集積に関しては、農地の効率的利用を図るために、集団化・連坦化した条件で担い手に農用地が集積されるよう努めることとし、そのために地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農作業受委託事業とそれを促進するための予算措置の活用により、担い手に対する面的集積を図る。

さらに、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「法」という。）により、農地中間管理機構が分散・錯綜した農地利用を整理し、農地集積を促進する制度を活用して、担い手への農地集積を図る。

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者（農業経営体）の地域における農用地の利用に占める割合の目標は概ね次に掲げる程度とする。

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める割合の目標		備考
農地等の集積目標		
平坦地	80%	
中山間地	60%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める割合の目標」とは認定農業者（個別、組織経営体）、集落営農組織並びに地域農業集団の農用地利用面積の割合目標である。

2 目標年次は令和15年とする。

地域計画の実現に向けて、市は、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等関係機関及び関係団体と連携して担い手に農用地を集積し、地域での話し合い等により、分散錯圃を解消し、担い手への農用地の集約化を促進する。

また、中山間区域や担い手が不足する地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、地域全体で農用地の有効利用を図る。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

白山市内において認定農業者等への農地の集積率（令和5年6月30日現在）は、平坦地（松任、美川、鶴来地区）で76.9%、中山間地（鶴来・一ノ宮地区～白峰地区）で54.3%が集積されている。営農類型は、平坦地では、主に水稻を中心に麦、大豆、野菜等の生産が行われており、中山間地では、水稻を中心にそば、野菜等の生産が行われている。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

現在、認定農業者のうち年齢が60歳を超える者は、全体の70%に達しており、高齢化が進んでいる。そのため、個人農家の法人化への発展及び新規就農者の育成・確保を推し進め農地集積を図る。

### (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関等との連携

市内農家へ認定農業者制度の理解と普及を図り、認定農業者申請への誘導と農地中間管理機構等と連携し農地集積率の向上を目指す。

この実現に向けて、石川県石川農林総合事務所、農業委員会、松任市農協、白山農協と連携した取り組みを実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、石川県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実

施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性である、土地利用型農業を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業の実施を促進する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1. 地域計画推進事業に関する事項

### (1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定するなど考慮し、開催に当たっては農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

### (2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準に関する事項

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3号第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、石川県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(4) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭

和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化



を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地については、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が地域計画推進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね、利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて市長に確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認め

られること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市へ提出すること。

- ④ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が地域計画推進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑤ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑥ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

#### (5) 利用権の設定等の内容

地域計画推進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）基準、賃借の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

#### (6) 開発を行う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (7) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 市は（8）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (8) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(7)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (9) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(8)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は(8)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(4)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(10) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正

- 利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を市長に報告する旨
    - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
    - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
    - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
    - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
    - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
    - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
    - キ その他参考となるべき事項
  - ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
    - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - イ 原状回復の費用の負担者
    - ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取り決め及び担保措置
    - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め
    - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決め
  - ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(11) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(10)の②に規定する土地ごとに(10)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とす

る権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

#### (12) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(8)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

#### (13) 公告の効果

市が(12)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (14) 利用権の設定等を受けた者の責務

地域計画推進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### (15) 紛争の処理

市は、地域計画推進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (16) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市は、次のいずれかに該当するときは、法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の

設定を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のおのづれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア 旧法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の取り消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告する。

④ ③の公告があったときは、②の取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等の働きかけ等を行う。

## 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進



市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本構想別記様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集

積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが  
確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基  
盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該  
当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特  
定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項の  
ほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作  
業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の  
①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に  
掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分につい  
て利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作  
業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係  
る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は  
特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること  
が確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利  
用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用  
を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその  
周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められ  
る農用地について、所有者（所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする  
者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又  
は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用  
規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用

規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林総合事務所、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

##### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

###### ア 受入環境の整備

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構や石川県石川農林総合事務所、松任市農協、白山農協などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

###### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

###### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって、いしかわ耕稼塾や石川県石川農林総合事務所、農業委員会、松任市農協、白山農協等と連携・協力して、研修や営農指導等の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切も行うことができる仕組みをつくる。

###### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プラン、地域計画の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、農協が運営する直売所等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

###### ウ 経営力の向上に向けた支援

いしかわ耕稼塾による経営革新スキルアップコースや6次産業化研修等への

参加、農協が運営する直売所等への出荷の促進などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン、地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、次世代人材投資事業や青年等就農資金、経営発展支援事業等の国の支援策等を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へ導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構、技術や経営ノウハウについての習得は、いしかわ耕稼塾等、就農後の営農指導等フォローアップについては、石川県石川農林総合事務所、松任市農協、白山農協、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は農業生産基盤整備の促進を図るため、カントリーエレベーター、食品加工施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 農村総合整備事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手の確保に努める。

ウ 水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図る。

エ 地域の農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強

化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

市は、農業関係機関で組織する白山市農業活性化協議会（以下「地域協議会」）、において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

地域協議会は、このような検討結果を踏まえ、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成18年3月1日から施行する。

この基本構想は、平成18年7月22日から施行する。

この基本構想は、平成18年8月19日から施行する。

この基本構想は、平成19年2月16日から施行する。

この基本構想は、平成21年3月19日から施行する。

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。



この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする

## 別紙1 (第5の1 (-4) ⑥⑤関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合をのぞく。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

## 別紙2 (第5の1 (-2-5) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年若しくは6年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年若しくは6年とすることが相当でない認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができ</p> <p>2. 残存期間は、移転され</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案し算定する。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、地域計画推進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又</p>

<p>る利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、地域計画推進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>		<p>は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

	<p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	--	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、委託経費の算定に当たっ</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

	<p>ては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>		
--	--	--	--

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>